



労健安発第 19 号
平成 31 年 1 月 31 日

建設業労働災害防止協会
技術管理部長 本山 謙治 殿

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部長



「職場環境改善計画助成金（建設現場コース）」について

日頃は当機構の業務運営に関しまして、御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもは、厚生労働省所管の独立行政法人として産業保健関係助成金事業の一環として、建設現場における職場環境改善の推進を目的に、ストレスチェック（※）の実施及びその後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善を推進する観点から、その費用の一部を助成する標記の助成金制度を平成 31 年 1 月から開始いたします。

つきましては、本助成金の利用促進のために、対象となる建設業の事業者（元方事業者）への周知を図りたいと存じますので、貴協会の関係団体に対して機会を捉えて本制度を紹介いただく等、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同封する本助成金のリーフレットにつきまして、貴下支部等で配布いただける場合は、必要に応じて当該支部等へ発送いたしますので、別途お申し付けくださいますよう併せてお願い申し上げます。

（※労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項で規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」又はこの検査に準じて労働者の氏名を問わず無記名方式で実施する検査をいう。）

【問い合わせ先】

独立行政法人 労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部
産業保健業務指導課
電話 044-431-8661
産業保健関係助成金ナビダイヤル
0570-783046（ナヤミヲシロウ）

建設業の元方事業者の方へ！イキイキした現場環境づくりを応援します！！

職場環境改善計画助成金 (建設現場コース)



【概要】 建設業の元方事業者が、建設現場でストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき職場環境の改善を実施した場合に、費用の助成を受けることができる制度です。

【助成対象等】

助成対象

建設現場^(※1)において、ストレスチェック^(※2)実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、改善を実施した場合に、元方事業者が負担した機器・設備購入（リースやレンタルを含む）費用

※1) 労働者数が常時50人以上の建設現場です。

※2) 労働安全衛生法第66条の10で規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」またはこの検査に準じて労働者の氏名を問わず無記名方式で実施する検査です。

助成額（上限額）

1 建設現場当たり税込み50,000円が上限となります。
(購入の場合は単価50,000円以内のもの、リースやレンタルの場合は50,000円以内のものは実費額、50,000円以上のものは50,000円が上限)^(※3)

※3) 助成は「建設現場」単位で、将来にわたり1回限りです。(ただし、同一年度中に同一県内の建設会社に対する助成の支給は最大2回となります。)

50,000円(税込)の範囲であれば、複数の機器・設備が助成対象となります。

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

本助成金に関する御不明な点について

受付時間：9時～12時 / 13時～18時(土日祝日を除く)

ナビダイヤル

0570-783046

ナヤミヲシロウ

本助成金のお申込みについては、各都道府県産業保健総合支援センターまで

ナビダイヤル

0570-038046

サンポヲシロウ

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています



厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構

